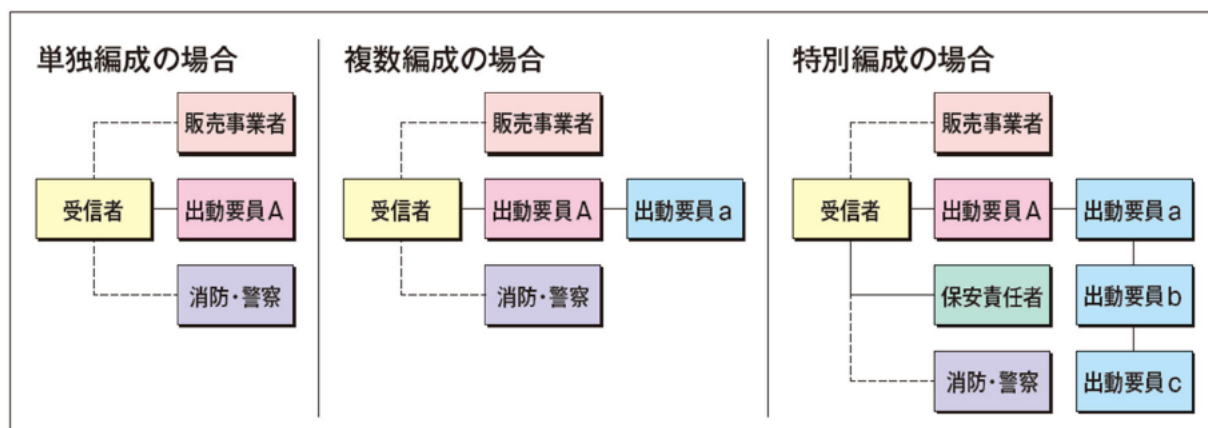


召集・動員のシステムづくり

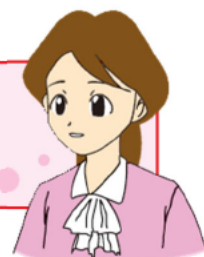
出動要員の召集・動員を迅速に行うためには、事業者の内部連絡体制を整えるとともに、必要に応じて応援・協力を求める関係機関等への外部連絡体制を整備し、常日頃から下の例のような召集・動員連絡網を準備しておきましょう。

召集・動員連絡網の例



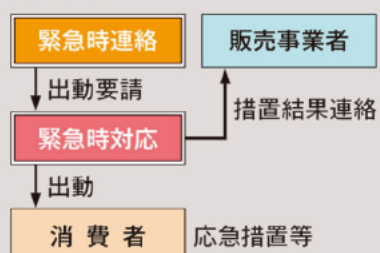
ポイント

すべての連絡・行動がスムーズに運ぶよう、関係者間のコンタクトを緊密にしておきましょう。特に休日・祝祭日、夜間における連絡・召集体制を整備しておくことがポイントになります。



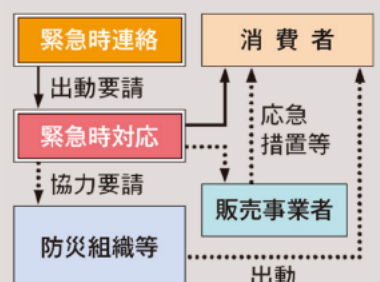
出動の実施方法（事例）

〈事例Ⅰ〉



- ①緊急時連絡の保安機関より出動要請を受信する。
- ②緊急時対応の保安機関は、出動編成を判断し、要員に出動を指示する。
- ③出動要員は、緊急出動し応急措置等を行う。
- ④措置結果等を販売事業者に連絡する。

〈事例Ⅱ〉



- ①緊急時連絡の保安機関より出動要請を受信する。
- ②緊急時対応の保安機関は、特別編成による出動編成に基づき関係者に連絡・出動を指示する。
- ③保安責任者は、販売事業者及び防災組織等へ協力を要請する。
- ④出動要員は保安責任者の指示により緊急出動し、販売事業者及び防災組織等と協力して応急措置等を行う。

(1) 協力要請

速やかに
応援の指示及び
協力の要請が
できるように
しておこう。



応援・協力の要請

出動現場の状況によって重大な災害が想定され、一般的な編成のみでは適切な措置ができないとわかったら、速やかに関係各方面に応援・協力を要請します。

〈応援・協力の要請先〉

- ①保安機関の構成員
- ②販売事業者又は配送センター等の構成員
- ③消防又は警察
- ④その他、地域防災組織等

〈要請の際の留意事項〉

- ①状況を正確に伝えます。
- ②応援・協力の規模を伝えます。
- ③必要とする応援者の能力（技能、知識）について伝えます。
- ④応援者が持参すべき工具・機器類について伝えます。
- ⑤応援者に依頼する業務について伝えます。



(2) 工具・機器類

工具を忘れたり、
使い方がわからない
ことがない
ようにしましょう。



常備しておきたい工具・機器類

出勤して措置を行うには、さまざまな工具・機器類が欠かせません。いつでも持ち出せるよう準備し、その使用方法を熟知しておきましょう。

〈例〉

工具箱等に セットしておくもの	パイプレンチ ショックレスハンマー 6丁組スパナ モンキーレンチ ペンチ ドライバー(+/-) アルミ栓 鉛板 ゴムシート ゴムチューブ 木栓 ナイフ ハサミ 油粘土 粘着テープ 針金 革手袋 等
ガス漏れ調査機器等	可燃性ガス検知器 漏えい検知液 マノメータ 自記圧力計 一酸化炭素測定器 等
ガス遮断用具	バルブハンドル
保安用装備	保安柵 トラロープ 赤旗 消火器 拡声器 赤色警告灯 照明灯 等
労働安全機器類	ホースマスク 防爆型ファン 酸素濃度計 等
その他	携帯電話及び充電器（車載用充電器） 配管図 住宅地図 記録紙 等

ポイント

- 電気器具は現場のガス濃度に注意して使用してください。（防爆構造を除く。）
- 工具・機器類は定期的に点検して、常に正常に機能するようにしておきましょう。
- 維持管理については、「保安業務規程実施細則」等による社内規程で位置づけをし、保安機関の技術的能力の維持に努めましょう。
- 工具類は本来の用途以外に使わないようにしましょう。
- 実技訓練を行い、使い方を熟知しておきましょう。



5. 緊急出動にあたって

私たち自身が
事故を起こしたり、
被害者にならない
ように注意しよう。



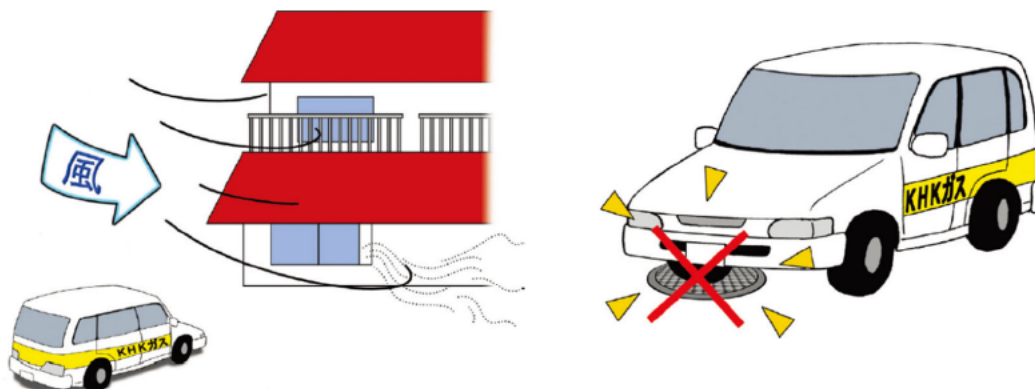
現場到着時の注意

現場に到着するとすぐにも措置にとりかかりたいところですが、冷静に行動してください。たとえば、事態の推移によっては応援の車両があとからきたり、避難誘導をする場合もできます。到着時からそうした事態を予測しておきましょう。

この業務は、災害の発生の防止、災害の鎮圧若しくはそれによる被害の拡大防止のために必要であって、かつ、実行可能な範囲に限ります。また、明文の規定はありませんが、自分自身の安全が保証されない等の正当な理由があれば、この業務は免除されます（通達（法律関係）第27条（保安業務を行う義務）関係）。

〈現場での車両の扱い〉

- ①現場進入は風上や風横から行います。
- ②措置作業がしやすい場所に駐車します。
- ③駐車場所は風下・マンホール上・覆工板上を避けます。
- ④緊急避難を妨げない場所に駐車します。
- ⑤夜間の騒音、駐車位置などで近隣住民に迷惑をかけないようにしましょう。



〈自らが着火源や被害者にならないための注意点〉

①火気を使用しないでください。

②現場住宅などの訪問はブザーやインターホンを押さないでください。

③静電気の発生に注意してください。

④ドアを開けるときはその正面に立たないでください。

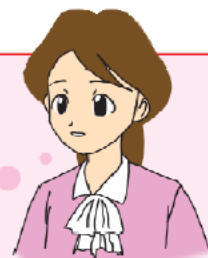


ポイント

迅速に到着するには

緊急出動は、速やかに現場に到着することが求められます。

そこで出動要請を受けて事務所から現場までスムーズに到着するには、
いくつかの注意すべきポイントをおさえておく必要があります。



- ①現場到着までの道順を理解しておくこと。
- ②現場到着までの所要時間を知っておくこと。
- ③道路交通情報を入手しておくこと。
- ④交通事故などを起こさないこと。
- ⑤連絡手段を持つこと。

(1) 現場状況の把握等

現場に到着したら
速やかに状況を確認。
応援が必要なら
ただちに連絡しよう。



現場状況の確認及び判断

到着現場で得た初期情報は、応急措置の優劣を決定づける要因となるので、逐次保安責任者等へ連絡し緊急情報の共有化を図ることが必要です。

①火災・爆発の有無

②漏えい箇所(屋内か・屋外か)

③ガスの漏えい状態

④被害状況(人身・建物等の損壊)

⑤消防・警察の出動状況

⑥応援・協力の要否



現場状況に応じた応援要請

出動要員は現場で得た情報を把握し、以下のような状況であれば速やかに応援の要請をします。
(34ページ参照)

①現場状況が通報内容と異なり、状況が重大な場合

②すでに火災が発生している場合

③出動要員だけでは対応できない場合

〈火災・爆発が発生した場合〉

すでに、火災等が発生している場合には、現場に到着したらまず最初に消防・警察へ到着の報告を行い、その指示に従って災害の拡大を防止するために行動します。また、火災や消防活動の状況を把握するとともに、近隣の住宅を含めたLPガス容器などの状況を確認し、消防活動への助言などを行います。

〈集中監視による遮断の場合〉

ガスが出ない等の集中監視によるガスメーター保安情報での緊急出動も多く、現場で適切な措置を求められる場合もあります。

①合計・増加流量オーバー遮断

②継続使用時間オーバー遮断

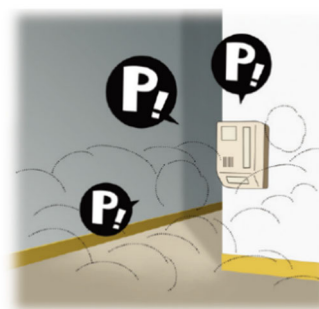
③圧力低下遮断

④感震器作動遮断

⑤ガス漏れ警報器・CO警報器作動遮断

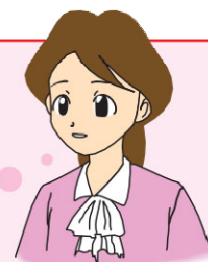
⑥電池電圧低下遮断

* 遮断後の復帰にあたっては、復帰が災害につながらないようにガス漏れの有無等を確認しなければなりません。



ポイント

- 合計・増加流量オーバー遮断及び継続使用時間オーバー遮断等については、その遮断原因を見つけましょう。
- 調査のできない場合や原因が判明しない場合は、販売事業者に対して原因調査の必要なことを連絡します。



〈CO中毒の場合〉

①被害者がいる場合は、救急車の出動を要請して救助を求めます。

②容器バルブ、メーターガス栓を閉止します。

③窓、ドアを開放して速やかに換気します。

④燃焼器の検査、給排気筒の点検を行い、燃焼器の使用禁止等の措置を行います。

(2) 安全の確保

安全を確認しながら、
漏えいストップと
ガス拡散をしよう。

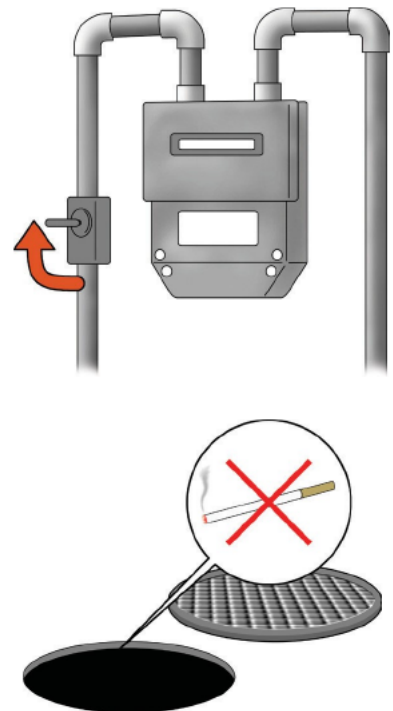


安全の確保

安全の確保が求められるのは、主に「ガス漏れ」です。
そこでガス漏れにおいてとるべき安全対策を考えてみましょう。

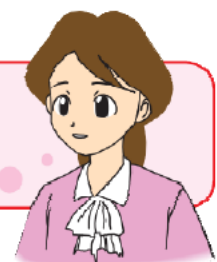
■安全の確保

- ①**ガス漏れの停止**：容器バルブ及びメーターガス栓の閉止を行い、場合によっては容器を撤去し、ガス漏れを停止します。
- ②**火気等の着火源の除去**：着火源となるテーブルコンロ等の火気がある場合は、使用禁止を行います。また換気扇・電気器具等のスイッチ操作、自動車エンジンの始動といった行為は、ガスの拡散が完了して安全が確認されるまで禁止します。
- ③**避難誘導**：爆発等の被害が想定されるときは、住民等を迅速に風上側へ誘導します。
- ④**立入禁止措置**：大きな被害が想定されるときは、そのエリアへの立入禁止の措置を行います。（交通遮断など広範囲の立入禁止措置が必要な場合は、消防や警察に協力を要請します。）
- ⑤**ガスの拡散**：漏れたガスの拡散を行います。



ポイント

ガス爆発の危険性の判断は、ガス濃度で行います。
ガスの拡散は、ガス検知器で検知できない濃度まで行い、安全を確認します。



漏えいガスの確認と拡散

漏れたガスの滞留の有無の確認及び拡散は、災害発生を防止するために確実に実施します。

〈確認〉

●一般住宅の場合

屋内等にガスが滞留していないか確認します。

- ・キッチン、浴室などの排水溝及び地下室・地下ピットも要注意です。
- ・床下、天井、ダクト内を調べるときは、付近に火気がないことを確認したうえ、蓋を少し開けてガス検知器で確認します。



●マンション・集合住宅の場合

上記の一般住宅と同様に確認するほか、上下階や隣の部屋及び供給管の経路であるパイプシャフト内についても確認します。



●屋外の場合

建物の床下、近隣のマンホール・側溝及び排水溝等にガスが滞留していないか確認します。



〈拡散〉

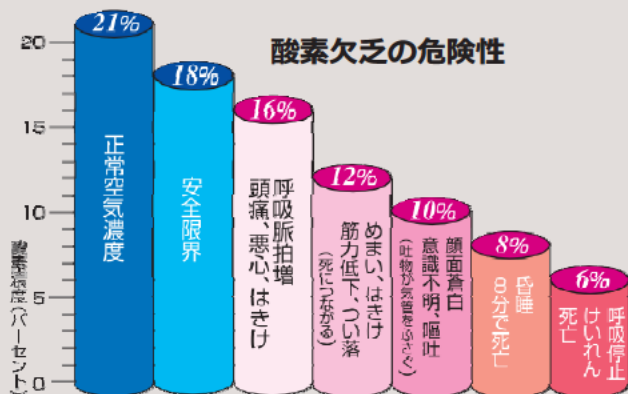
- ①屋内では、窓・ドアなどを開放してガスを拡散させます。
更にほうき・うちわ等であおぎ出して排出します。
- ②屋外では、マンホールや側溝の蓋を開放してガスを拡散させます。
- ③自然換気で拡散できない場合は、防爆型ファン等により強制的にガスを排除します。
- ④ガス検知器でガスの残留状況を調べ安全を確認します。

酸素欠乏事故に注意しよう！

地下室やマンホール等の内部に入って作業を行う場合は、酸素欠乏による事故を起こす危険性があります。作業にかかる前に十分な注意と対策を講じる必要があります。

●酸素欠乏の危険性

- * 作業にかかる前に酸素濃度が18%以上あることを確認しましょう。



(3) 建物への進入と警戒区域の設定

建物に入る
ときは慎重にいこう。
さもないと引火して
大ヤケドや大けがを
することだって
あるよ。



建物に入るときは

建物に入るときは、次の点に注意してください。

- 住人がいるときは、その同意を得て入ること。
- 不在のときは、消防・警察・管理人等の立会いのもとで入ること。

※窓ガラスを破壊する場合は衝撃で火花が出やすい金属棒を使わず、木製の棒を使用してください。



爆風・飛散物による被害の防止

漏れたガスが引火爆発する場合もあるので、次の点に注意してください。

- 窓ガラス、ドア、パネル等の正面、コンクリートブロック壁の付近に立たないこと。
- 柱、鉄筋コンクリート壁を盾にして身の危険を避けること。
- 防爆型照明灯を使用すること。

※上記の注意事項はガス漏れの場合ですが、火災・爆発等の場合もこれらに準じて行動するよう心がけてください。

警戒区域の設定

ガス漏れの規模が大きい場合は被害の拡大を防ぐためにも、総合的に判断して警戒区域を設定する必要があります。警戒区域は看板、ロープ等で明示します。

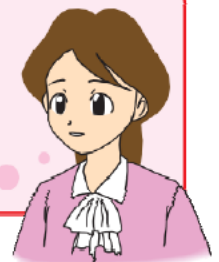
①近隣住民、通行人を避難させ、立入禁止にします。

②警戒区域の設定は、消防・警察の協力・指示のもと行います。



ポイント

- ①警戒区域は風向きを考慮して臭気のする範囲とします。
- ②集合住宅では隣室及び上下階室を優先し、住民を避難させます。
- ③下水・覆工内を通過してのガス拡散も考えて、そのルート沿いも警戒区域にします。
- ④地下室でのガス漏れに際しては、施設やビル全体を警戒区域にします。



6. 供給停止と漏えい調査

安全第一を考えて、
まずガスを止めよう。



ガスの使用禁止・供給停止

保安機関はガス漏れ等の事態において、災害の発生を防止するための的確な措置として、以下の例の場合はガスの使用禁止又は供給停止を行わなければなりません。

①ガス漏れ警報器が鳴動し続けている場合

②ガス検知器が反応している場合

③強いガス臭がある場合

④大量のガス漏えいが想定される場合

⑤漏えい箇所の特定に長時間を要する場合

しかしながら、ガスの使用禁止や供給停止を行うには消費者等の理解・協力が必要であるため、常日頃から以下の事項に配慮しておきましょう。

①販売事業者は、周知などの機会に緊急時の措置として、ガスの使用禁止・供給停止の重要性を消費者に徹底する。

②受託保安機関は、ガスの使用禁止等に伴う営業補償問題等を招かないよう、販売事業者との契約時に確認しておく。

※保安機関がガスの使用禁止を申し入れたが、消費者の同意が得られなくて事故になってしまった場合、災害の発生を防止するための的確な措置を行ったとはいえ難く、責任を問われることもあります。

漏えいの調査

漏えいの有無の確認は、漏えい試験によって確実に実施します。

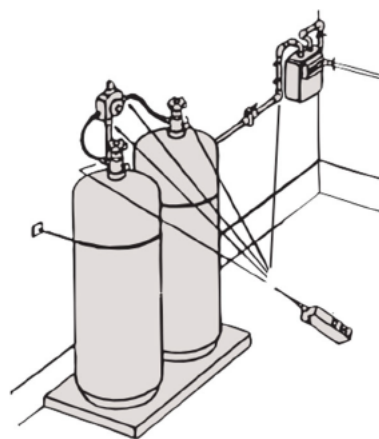
〈漏えいの有無の確認〉

L Pガス設備の漏えいの確認は、以下の機器類を使用して「例示基準第29節」に基づき実施します。

●高圧部：ガス検知器、漏えい検知液

●低圧部：自記圧力計等の圧力測定器具、ガス検知器、漏えい検知液

●埋設部（供給が停止できない場合）：ボーリングバー、ガス検知器

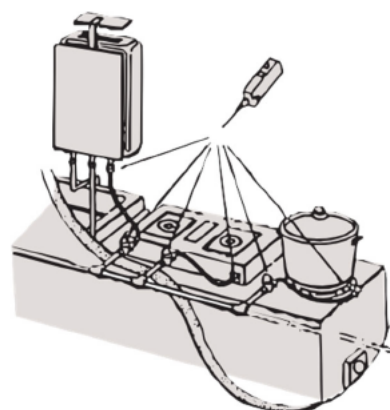


なお、漏えいの調査にあたっては、以下の事項にも注意をしましょう。

①消費設備側の漏えいの有無は、ガスメーターの指針の動きを確認することで見当をつけることができます。

②容器周り及び末端ガス栓以降については、ガス検知器又は漏えい検知液により確認します。
（燃烧器の内部漏れにも注意してください。）

③戸別供給の場合の隣家でのガス漏れ、共同住宅の場合は供給設備側又は隣室等でのガス漏れの可能性があるため注意が必要です。



ポイント

●漏えい試験は、容器から燃烧器に至る全設備に対して行うことが大切です。特に自記圧力計での漏えい試験で見落とす可能性が高い、接続具、燃烧器については注意が必要です。

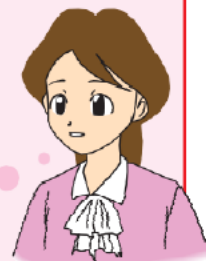
●漏えい箇所は、通報者宅で起きているとは限りません。ガスの流動により、隣家や隣室の場合もあります。従って通報者宅の設備に異常が発見されなくても、安易に誤報と判断せず、周囲も調査してください。

※漏えい箇所を特定するには、石けん水・発泡液等の漏えい検知液を使います。

なお、漏えい検知液は十分な量を用意しておきましょう。

※漏えいが隣家であるとわかり、たとえ法令上その家の保安業務を実施しなくてもよい場合でも、通報者への保安業務の一環として応急措置を行います。

そして、行ったことを事後に隣家の人や販売事業者に連絡してください。



7. 応急措置及び措置後の対応

漏えい箇所を
特定して
応急措置をしても、
それだけでは
不十分な場合が
あるよ。



応急措置

① ガス漏れ箇所が不明のとき

容器バルブを閉止し、供給停止・使用禁止とします。

② L Pガス容器からの漏れ

木栓を使用したり、粘着テープやタイヤチューブ等で漏えい部をきつく巻くなどして漏えい箇所をふさぎ、容器を撤去します。

② L Pガス容器安全弁作動

安全弁の作動停止後、容器を撤去します。

(安全弁の吹き止まり圧力まで内圧を低下させるには、水をかけるなどの措置が有効です。)

④ 配管、接続具及び燃焼器からの漏れ

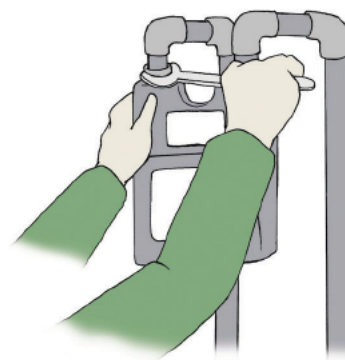
配管等の増し締め、末端ガス栓の閉止等によって漏れを止めます。これらの措置では不十分な場合は、中間ガス栓の閉止又は容器バルブの閉止により対応します。

応急措置後の対応

緊急出動により応急措置が完了しても安全が確保できず、ガスを使うべきでない場合があります。

例えば、供給設備の老朽化、ホースや接続具の劣化、燃焼器の老朽化などです。

このような場合は安全を優先して、メーターガス栓の閉止や容器バルブの閉止等を徹底します。



■ 応急措置後もガス使用が不可能な場合

使用不可能と判断して供給停止・使用禁止とした場合は、消費者と販売事業者に周知して、事後の設備工事等を販売事業者に委ねます。

〈例〉供給停止することにより配管部からのガス漏れを止め、安全を確保したが、ガスを使用するには設備工事等が必要な場合。

①消費者に状況を説明し、ガス使用禁止を通知します。

②同時に、販売事業者にガス使用再開にあたり実施すべき事項を連絡します。

③販売事業者は、実施すべき事項を行うために現場に向かいます。

④販売事業者を実施すべき事項を確実にボタンタッチします。

■ 応急措置後ガス使用が可能な場合

応急措置後、保安機関がガス使用可能と判断した場合は、保安機関の責任の範囲となります。なお、使用を再開するにあたってはガスメーターの作動状況等を確認し、エア抜き、点火テスト及び消費者への使用上の注意などの周知を保安機関が行ってください。

(1) 天災等

いつ、どんな
現場に出動しても
いいように
準備しておこう。



地震・水害等の場合

地震・水害等の災害時には程度にもよりますが、家屋などが損壊してガス設備に被害が及ぶ場合があります。このような事態では、都道府県や地域の防災組織の一員として行動し、状況確認等をそれらの組織の指示に従って行いましょう。

①安全の確保

建物の倒壊などによる配管の破損、燃焼器の損傷、容器の転倒や損傷が想定されます。二次災害を防ぐためにも容器を回収するとともに、警戒区域の設定、避難誘導、立入禁止等の安全対策を実施します。

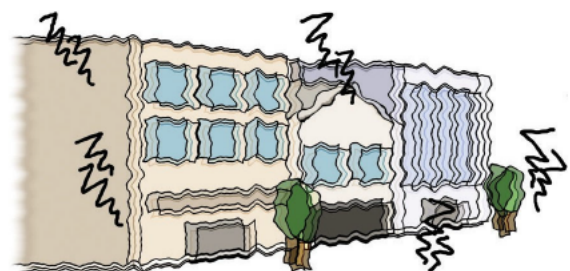
②漏えい調査等

ガス漏れの有無、供給設備の状態（容器の転倒や損傷）、建物の状態、マイコンメータの表示などを調べます。

③供給停止

設備の安全確認が完了するまで供給停止とします。

※水害の場合も概ね地震の場合と同様の対策と措置を実施します。



(2) 連絡

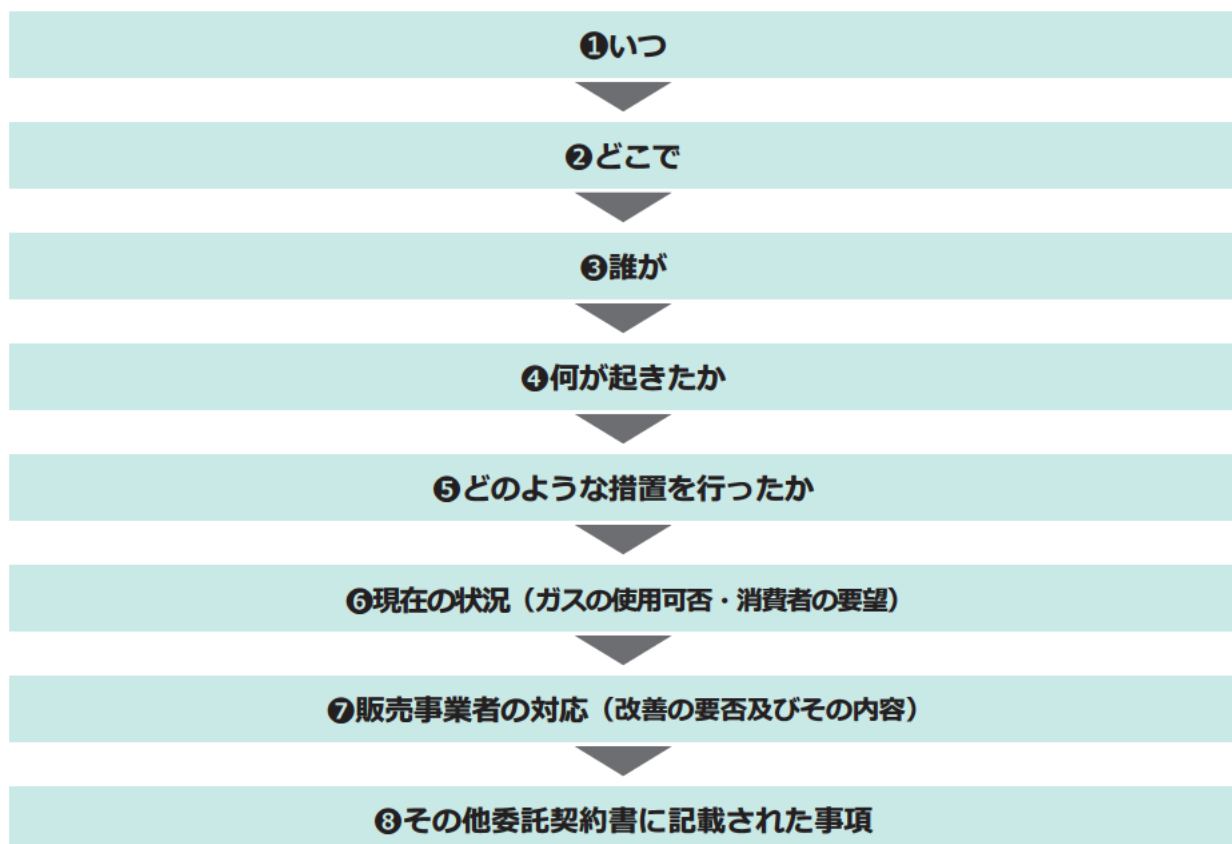
緊急時対応で
私たちが、行った
作業内容についての
連絡はとても
大事なんだ。



事後の連絡

保安機関は緊急時対応を行った内容・結果について、保安業務規程及び委託契約書等に基づいて販売事業者に連絡します。緊急時対応については速やかに以下の事項を連絡します。

特に販売事業者との確実なバトンタッチが要求される状況の場合は、緊密な連絡が必要になります。



※消費者が留守等でメーターガス栓を閉止するなどの措置を行った場合のフォローは、確実に販売事業者に連絡する必要があります。

(3) 記録

緊急時対応の
状況や内容などを
記録しておくことは
私たちの義務だし、
行ったことの証明
でもあるんだ。



緊急時対応の記録

緊急時対応を行った保安機関は、省令第131条第2項に規定された記録すべき事項を帳簿に記録・保存（2年間）しなければなりません。

●省令第131条第2項表中六

1. 緊急時対応に係る一般消費者等の住所又は名称及び住所
2. 緊急時対応を行った者の氏名
3. 緊急時対応の内容及び結果
4. 緊急時対応を行った年月日

ただし、保安機関として行った措置等を明確にするため、以下のような事項も記録しておきましょう。

- ①出動要請受信（誰から、誰が、何時何分、内容）
- ②現場到着（誰が、何時何分、応対者、状況）
- ③原因
- ④安全対策及び措置内容
- ⑤消費者等への通知（方法、内容）
- ⑥販売事業者への連絡（何時何分、誰に、内容）

緊急時対応記録票例

緊急時対応記録票

〇〇〇株式会社

出動要請受信	年 月 日 () 時 分		受信者		
出動要請発信者	☐ 緊急時連絡保安機関 (TEL: 発信担当者:) ☐ 販売事業者 ☐ 消費者 ☐ その他 ()				
出動先	消費者名			販売事業者	
	住 所				
緊急内容	☐ 火災(爆発) ☐ CO中毒 ☐ ガス漏れ(臭い) (場所:) ☐ ガスが出ない ☐ ガス漏れ警報器作動 ☐ CO警報器作動 ☐ その他 ()				
	保安メーター等	☐ 圧力低下遮断 ☐ 感震遮断 ☐ 合計・増加流量遮断 ☐ 継続時間遮断 ☐ 電池電圧低下遮断 ☐ 圧力式微少漏洩警告 ☐ 流量式微少漏洩警告 ☐ 圧力異常警告			
消費者等へ指示事項	☐ ガスの使用禁止 ☐ 火気の使用禁止 ☐ 窓・ドアを開けての換気 ☐ ガス漏れ付近からの退去 ☐ 容器バルブ(メーターガス栓)の閉止 ☐ その他 ()				
出動者					
出動時刻	AM : PM	時	分	到着時刻	AM : PM 時 分
措置完了時間	AM : PM	時	分	(措置時間)	時 分
結果・原因等					
調査等	☐ 漏えい試験	検査方法・範囲	☐ 高圧部		結果 ☐ 漏れなし ☐ 漏れあり
			☐ 低圧部		結果 ☐ 漏れなし ☐ 漏れあり
	漏れ状況(場所等:)				
	☐ 圧力測定	調整圧: kPa、閉塞圧: kPa、燃焼器入口圧: kPa 結果 ()			
☐ その他					
措置	☐ 使用禁止	☐ 容器撤去 ☐ 容器バルブ閉止 ☐ メーターガス栓閉止 ☐ 消費者への通知 ☐ その他 ()			
	☐ 供給再開	☐ 容器交換 ☐ メーター復帰 ☐ 消費者等への説明 ☐ その他 ()			
	販売事業者への通知等	日時	年 月 日 時 分	受信者	
		内容			
その他措置事項・作業内容等					
特記事項					

8. 教育と訓練

私たちの
業務をレベルアップ
するために、
勉強と訓練は
欠かせないよ。



保安教育

保安レベルの向上を図るために定期的に保安教育を実施することが必要です。そのためには緊急時対応に関するマニュアル等を活用し、以下の事項等について行いましょう。

- ①通報の処理及び受信後の処理
- ②保安業務用機器等の取扱い及び操作方法
- ③現場における応急措置要領
- ④漏えい箇所の確認方法
- ⑤漏えい箇所確認後の措置
- ⑥事故事例研究、体験談発表やレポート、反省会等
- ⑦その他、緊急時対応に関する事項、法規・規程、LPガスの性質等

緊急時及び災害時に対する訓練

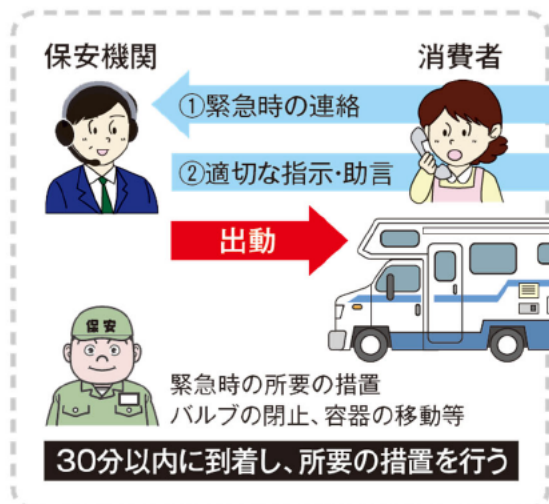
緊急時及び災害の状況に応じた適切な知識及び技能を習得するには、日頃から訓練しておくことが重要です。

※防災訓練の実施は単独の事業者では困難な面もあるので、都道府県又は地域で実施される訓練に積極的に参加することが望まれます。

ときには抜き打ち的に予行演習や
訓練をすると効果的だよ。



9. キャンピングカー等の30分ルール見直し (液化石油ガス法 保安業務告示・通達改正)



今回改正の追加事項
(一定の条件を満たした場合は
30分ルールから除く)



緊急時に所要の措置を自ら行う

緊急時対応に関する講習の課程を修了し、緊急時に所要の措置を自ら行うことについて、当該液化石油ガス販売事業者の確認を受けた消費者

液化石油ガス法において、保安業務を行う保安機関に対し、保安確保の観点から、緊急時対応として、「保安業務に係る一般消費者等の供給設備及び消費設備には原則として30分以内に到着し、所要の措置を行うことができる体制を確保すること」が求められている（以下「30分ルール」という。）。

緊急時対応について以下に限り、30分ルールから除く。（注1）

質量販売（注2）により販売した液化石油ガスをキャンピングカー等の屋外において移動して使用される消費設備により消費する一般消費者等であって、緊急時対応に関する講習の課程を修了し、かつ、緊急時に所要の措置を自ら行うことについて、当該液化石油ガス販売事業者の確認を受けたものの消費設備。

（注1）緊急時対応以外の保安業務については従来通りである。例えば、緊急時連絡に関し、保安業務を行う保安機関が、一般消費者等に対し適切な指示・助言をすることは変わらない。

（注2）質量販売においては、LPガス容器～調整器～燃焼器まで消費設備であり、消費者が管理を行う。

質量販売緊急時対応講習（4時間以上）

屋外において移動して使用される消費設備により液化石油ガスを消費する一般消費者等が、消費設備から液化石油ガスの漏えいが生じている場合に容器バルブを閉止するといった緊急時の必要な措置が行えるよう、所定の知識等を習得するための講習

科目	範囲
液化石油ガスの基礎	一 液化石油ガスに関する物理・化学の基礎知識 二 液化石油ガスの性質等
各種設備の機能、取扱い	一 液化石油ガス容器等 二 調整器 三 燃焼器 四 安全機器
緊急時の対処の方法	一 非常時の措置（ガスが漏えいした場合、漏えいしたガスに着火した場合） 二 損害賠償責任保険
関係法令	一 高圧ガス保安法第1章（総則）、第2章（事業）、第3章（保安）、第4章（容器等）及びこれらに関する政令、省令、告示、通達等 二 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第1章（総則）、第2章（液化石油ガス販売事業）、第3章（保安業務）、第4章の2（液化石油ガス設備工事）及びこれらに関する政令、省令、告示、通達等

液化石油ガス法における質量販売緊急時対応講習
受講修了証

氏 名 ○○ ○○
生 年 月 日 ○年○月○日
修了年月日 ○年○月○日
修了証番号 ○○○○

上記の者は液化石油ガス法における
質量販売緊急時対応講習を修了した
者であることを証明する。

○年○月○日

講習実施機関名

写真

○年○月○日まで有効

講習実施機関の印

- ・質量販売を扱う販売事業者から液化石油ガスを購入する際に、受講修了証を提示する。
- ・緊急時に所要の措置を自ら行うことについて、販売事業者の確認を受ける。

販売契約

- 書面交付（注3） ○帳簿への記載・保存（注4）
- 周知（注5）、消費設備調査、緊急時連絡等（注3）緊急時連絡先等の情報も含まれる。
- （注4）緊急時における措置を自ら行うことについての確認書類（消費者が署名等を行ったもの）や受講修了証の控えを含む。
- （注5）災害防止に必要な事項等を一般消費者等に周知する。



令和5年度
経済産業省委託事業

石油・ガス供給等保安対策調査等事業
(LPガス保安規制に関する調査検討事業)

保安業務ガイド
緊急時連絡・緊急時対応

平成22(2010)年 初 版
令和5 (2023)年 第8版

編 集 特別民間法人高圧ガス保安協会
保安技術部門
〒105-8447 東京都港区虎ノ門4-3-13
ヒューリック神谷町ビル
電 話 保安技術部門 03-3436-6103
.....

この書籍は、国の委託事業として経済産業省から特別民間法人高圧ガス保安協会が受託し、編集しました。
この書籍は、国の委託事業（安全技術普及事業（指導事業（地域保安指導事業）））の講習に参加される方に配布するテキストとして作成しました。